



# 個別注記表

## 重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
個別法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務にもとづき当事業年度末において発生している額を計上しております。
4. リース取引の処理  
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## （貸借対照表注記）

### リース投資資産

リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利子込法により計上しております。当該取引資産残高は478,462,952円となります。